

議 長 日程第7「議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最低賃金法に定める神奈川県地域別最低賃金が令和3年10月に変更されることに伴い、その額を下回る会計年度任用職員の給与等について対応を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、最低賃金法に定める神奈川県地域別最低賃金が令和3年10月に変更されることに伴い、その額を下回る会計年度任用職員の給与等について対応を図るため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案3枚目の恐れ入ります、参考資料のほうを御覧ください。横のやつでございます。新旧対照表でございます。右が現行で左が改正案でございます。左側改正案のほうを御覧ください。現行の第34条を第35条とし、第33条の次に新たに地域別最低賃金との関係に関する規定を第34条として加えるものでございます。神奈川県最低賃金は毎年10月に改正されておりますが、その改正により会計年度任用職員の給料月額等が最低賃金を下回った場合には、改正に適切に対応する必要があることから、最低賃金額をもとに算定した給料月額等を支給する旨を定めたものでございます。

恐れ入ります。1枚目、もう1枚、議案本文の2ページを御覧ください。施行期日でございます。施行期日につきまして、令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいた

します。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。最終ページの中で、フルタイム会計年度任用職員とですね、パートタイム会計年度任用職員で、この地域別最低賃金、神奈川県の場合10月1日から時間給1,040円という額だということで、大分前年度から比べるとですね、28円ぐらい上がっているということです。これのですね、一部改正条例が適用される34条のフルタイムとパートタイムですね、何人ぐらい、何人いられるのかをお伺いをいたします。

総務課長 ただいま井上議員の御質問でございますが、今現在ですね、フルタイムの会計年度任用職員はいられません。167名が全てパートタイムの会計年度任用職員でございます。以上でございます。（私語あり）

すみません。その会計年度任用職員167名中、下回る任用職員が66名、66名でございます。以上でございます。

6 番 井 上 167名中66名というと、大分多いというふうに思います。ただ、あれですよ、この辺の給料表自体は、人事院勧告に伴う部分の金額がですね、これに関連をして、この金額が決まっているわけですよ。とすると、やはりなかなか地方公務員のそういう給料、会計年度任用職員という制度が始まってからですね、なんですけれども、その辺のですね、これをやっていくと毎年、例えば神奈川県最低賃金が変わっていくんでありますけれども、この改正案だから1回ここで一部改正をすればそれでいいというふうなことで理解をしていますけれども、それでよろしいのか。

あと、会計年度任用職員の給料表自体がですね、ちょっとそういう最低賃金を下回るという事態になるというのは、その給料表自体がちょっと低いんではないかなというところで、その辺の上郡とかですね、神奈川県内の会計年度任用職員との給料表との差異をですね、どのように考えているのか。2点お伺いをいたします。

総務課長 まず初めに1番目の御質問でございます。1番目の質問、今回この改定をすれば、以後改定の必要はなくなるということでございます。

2点目につきまして、まず初めにこちらの会計年度任用職員の給料表につきまして、会計年度任用職員のこの費用弁償に関する条例を導入する前に、国のほうで示された給料表をもとにしてやっておりますので、上郡町村ほぼ一緒でございます。以上でございます。

6 番 井 上 大体分かりました。ただね、それがたびたび引かかるようであると、その給料表自体がね、適正ではないのかなというところもありますので、今後県や国等にですね、そういった部分の適正化を図るよということを町のほうの考え方なりね、例えば足柄上郡とか、そういった地域単位での考え方なりというのをですね、上げていっていただくように要望してですね、質問を終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。